

## 第4章 応急対策

### I 情報の収集、管理

#### 1. 関係機関からの情報収集

危機事象が発生し又は発生するおそれのある場合には、事前に整備された連絡体制に基づき、速やかに所管部局の担当職員は、市町、県の出先機関などから情報を収集し、まず、危機管理委員に情報を伝える。

所管部局の危機管理委員は、次ページの危機事象発生報告書等にその状況を記載し、速やかに所管部局長を通じ知事、副知事に報告を行うとともに、調整部局へ伝達する。

市町や消防機関、県の出先機関から収集する情報は、下記の事項を中心に収集し次ページの危機事象発生報告書等に整理し、伝達するよう努める。

なお、第一報が消防機関等から調整部局に入った場合は、調整部局は所管部局の危機管理委員等に速やかに情報を伝えるものとする。

#### 【必ず収集すべき事項】

##### ①危機事象の状況

- ア 危機の発生日時、場所
- イ 危機事象の具体的内容
- ウ 通報者

##### ②被害の状況

- ア 人的被害の状況（死者、行方不明者、負傷者の状況）
- イ 住家被害の状況（全壊、半壊、一部破損の状況）
- ウ 非住家被害の状況（公共建物、その他の施設等の被害状況）

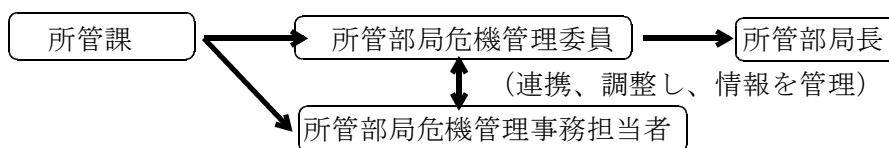
##### ③応急対策の状況

- ア 住民の避難の状況
- イ 市町村、消防機関の応急対策の状況
- ウ 県及び関係機関の応急対策の状況

#### 2. 情報の管理

危機事象の発生時には、情報に混乱が生じる場合もあるので、あらかじめ危機管理委員を情報管理責任者として位置付け、情報の一元化を図ってから知事、副知事、部局長等に伝達する。

【図2（再掲） 危機事象の伝達イメージ図】



【危機事象発生報告書】

危機事象発生報告書（第 報）

平成 年 月 日 時 分現在

危機の名称		通 報 者	所属 職氏名
発 生 日 時			受 理 者
発 生 場 所	〇〇市・町 〇〇地区	受 理 時 間	

危 機 の 概 況					
被 害 の 状 況	死 者	名	住 家 被 害	全 壊	棟
	負傷者	名		半 壊	棟
	行方不明	名		一 部 破 損	棟
	区 分	棟 数			
	公共建物				
	その他				
応 急 状 況					
備 考					

※必要に応じ、発生場所の略図添付のこと

## II 広報活動

### 1. 報道機関への情報提供

#### (1) 提供情報の一元化

危機事象の発生した場合における報道機関への情報提供に当たっては、所管部局において収集、管理された情報を基に、関係部局や調整部局及び広報担当部局が緊密に連携し、提供情報の一元化を図る。

なお、情報提供に当たっては、重要情報の入手の都度、速やかに記者発表又は資料提供を行うとともに、報道機関からの問い合わせには、あらかじめ担当者を決めておき、できるだけ、対応窓口の一元化を図るものとする。

提供する情報の内容は、下記の事項に重点を置き、次ページの記者発表例を参考に行うものとする。

#### 【記者に提供する主な内容】

- ① 危機の概要と被害状況
- ② 応急措置の実施状況
- ③ 避難の状況
- ④ 県の対応状況（警戒本部、危機対策本部の設置等含む）
- ⑤ 国・市町村・その他関係機関の対応状況（事故対策本部等の設置状況等含む）
- ⑥ その他必要な事項

#### (2) 非常体制（対策本部を設置した場合）の情報提供

全庁的な対処が必要と判断され、非常体制を執るとともに、対策本部を設置した場合、次の方法で報道機関へ情報を提供する。

- ① 重要事項の情報提供は、対策本部長である知事が発表を行う。
- ② 重要事項以外については、対策本部事務局の情報グループが提供を行う。

#### (3) 警戒体制（警戒本部を設置した場合）の情報提供

警戒体制を執り、所管部局長等を本部長とする警戒本部を設置した場合は、警戒本部の事務局である、所管部局が報道機関へ情報を提供する。

#### (4) 注意体制の情報提供

注意体制の場合は、所管部局の担当課が報道機関へ情報を提供する。

【表 8 初動体制による報道機関への情報提供の方法】

	報道機関への情報提供方法
非常体制（重要事項） （それ以外）	対策本部長（知事）が記者発表 対策本部事務局（情報グループ）が記者発表又は資料提供
警戒体制	警戒本部事務局（所管部局）が記者発表又は資料提供
注意体制	所管部局（担当課）が記者発表又は資料提供

**【記者発表例】**

〇〇〇で発生した△△△事象（事故）について

平成 年 月 日 時現在

〇〇〇部□□□□課

- 1 発生日時  
平成 年 月 日 ( ) 時 分
- 2 発生場所  
〇〇市△△△町□□□番地 〇〇付近
- 3 危機事象（事故）の概要
  - (1)原因
  - (2)被害状況
    - ①人的被害
    - ②物的被害
  - (3)現在の措置状況
- 4 避難の状況
- 5 県の対応状況
- 6 市町等の対応状況
- 7 その他

## 2. 県民への情報提供

危機事象の発生時の社会的混乱を防止し、安全・安心な県民生活を確保するためには、危機事象の概況や応急措置の実施状況等について、県民に的確に伝える必要がある。このため、協定に基づいた報道機関への報道要請や、広報車による広報のほか、インターネットを活用した情報発信、更には災害用伝言ダイヤルを活用した安否情報の収集など、様々な情報ツールを活用し、正確な情報を迅速に県民に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、必要に応じ、県民からの問い合わせや要望等に一元的に対応できるよう専門の窓口を設置する。

## III 避難対策

### 1. 県民の避難誘導

危機事象が発生し又は発生のおそれのある場合、県は、県民の生命・身体の安全を第一に考え、危険地域を管轄する市町と協議して、危機事象により避難の必要があると判断した場合は、危険区域の住民や滞在者等に避難を勧めるものとする。

この場合、住民等が安全、迅速に避難できるよう、市町・消防・警察に要請して、住民等に対して周知徹底を図るとともに、近隣の住民で集団避難を行うよう誘導し、特に、乳幼児・高齢者・障害者等の避難行動要支援者に配慮する。

### 2. 避難所の開設、運営

危険地域の住民等に避難誘導を開始する場合、避難住民等を一時的に保護するため、避難所を確保する必要がある。

そのため、避難所を設置することとなる市町と協議し、市町から指定された場所を避難所として活用する。

県は、避難所の運営について、市町に対応を要請する。また、乳幼児・高齢者・障害者等の要配慮者のニーズの把握等に努めるとともに、必要に応じ医療関係者の配置や住民のメンタルヘルスケアにも配慮する。

## IV 救急救助・医療対策

### 1. 救急・救助活動

#### (1) 消防機関や地域が行う救急・救助活動の支援

危機事象が発生し、多数の負傷者や要救助者が発生した場合は、第一義的に消防機関による救急・救助活動が行われることとなる。

消防機関は警察等と連携し、安全性を確認し、二次災害防止に努めながら、負傷者の救出・救助を行うことになるが、大規模な危機事象が発生し、人員や資機材等が不足する場合は、特殊災害時において県内消防機関が相互に応援を行うことを定めた、「特殊災害消防相互応援協定」（参考資料7）を積極的に活用し、応援要請をするよう県としても働きかけていく。

なお、消防機関等の現場到着が遅れる場合も想定されるので、地域住民や自主防災組織が、自らの安全を確保した上で、可能な限り救助活動を行えるよう、県においても日頃から講習会等を通じ、支援を行っていく。

#### (2) 県の活動

大規模な危機事象が発生した場合、県としては、市町又は消防本部からの要請に基づき、消防・防災ヘリコプターを出動させ、救急・救助活動を実施するとともに、必要に応じて、他県の消防・防災ヘリコプターの出動要請を行う。

また、地元消防機関の人員や資機材等が不足する場合は、「特殊災害消防相互応援協定」の積極的な活用を促すとともに、国に対し、緊急消防援助隊の応援要請を行い、迅速な救急・救助ができるように努める。

更に、大規模な危機事象が発生し、様々な救出・救助活動等が必要な場合は、自衛隊への協力要請についても検討を行い、必要な場合は、部隊等の派遣を要請する。

### 2. 医療・救護活動

#### (1) 市町、地元医療機関が行う医療・救護活動の支援

危機事象が発生し、医療・救護を必要とする多数の負傷者が発生した場合は、市町が医療救護班を編成し出動する外、地元医師会（表8）等においても救護班を編成し、迅速かつ的確な医療・救護活動を行っていくが、県は、これらの医療・救護活動が円滑に実施されるよう、関係機関間の適切な連絡、協力体制の構築に努める。

また、医薬品等については、第3章のⅢの記載のとおり、栃木県医薬品卸協会との委託契約や栃木県薬事工業会等との協定による備蓄を活用し、迅速な調達に努める。

#### (2) 県の活動

危機事象が発生し、医療・救護を必要とする多数の負傷者が発生した場合、県においては、健康福祉センター職員等をもって、医療職等からなる救護支援班を編成するとともに、医師会（表9）、災害拠点病院（表10）に応援を要請し、関係機関と連携の下、負傷者の心的なストレス障害等にも配慮しながら、迅速な医療・救護活動を実施する。また、日本赤十字社県支部に対しても、協力を要請し、迅速かつ的確な医療・救護活動を行っていく。

【表9 医師会等が組織する救護班】

医師会等名	編成数	備 考
宇都宮市医師会	15班	医師1名（看護師1名、薬剤師1名、柔道整復師1名、事務1名は宇都宮市長が各団体に出務を要請し、事務職員は市職員が従事する）
上都賀郡市医師会	北部 6班	医師2名、看護師4名、歯科医師1名、歯科衛生士1名、薬剤師2名、事務2名
	南部 23班	医師1名、看護師2名、事務1名
下都賀郡市医師会	5班	各地区医師会でそれぞれ編成 栃木（都賀含む）、大平、藤岡、壬生、岩舟
小山地区医師会	11班	小山地区6班、 上三川、石橋、国分寺、南河内、野木地区各1班
佐野市医師会	8班	医師7～8名
足利市医師会	7班	
塩谷郡市医師会	2班	医師1名、看護師2名、事務1名
那須郡市医師会	3班	医師1名、看護師4名 （他に那須赤十字病院3班あり）
南那須医師会	2班	那須烏山市1班、那珂川町1班 （医師1名、看護師2名、事務1名）
芳賀郡市医師会	3班	医師1名、看護師2名、事務1名
自治医科大学附属病院	6班	医師2名、看護師1名、事務1名
獨協医科大学病院	8班	医師1名、看護師2名、事務1名

【表10 災害拠点病院一覧】

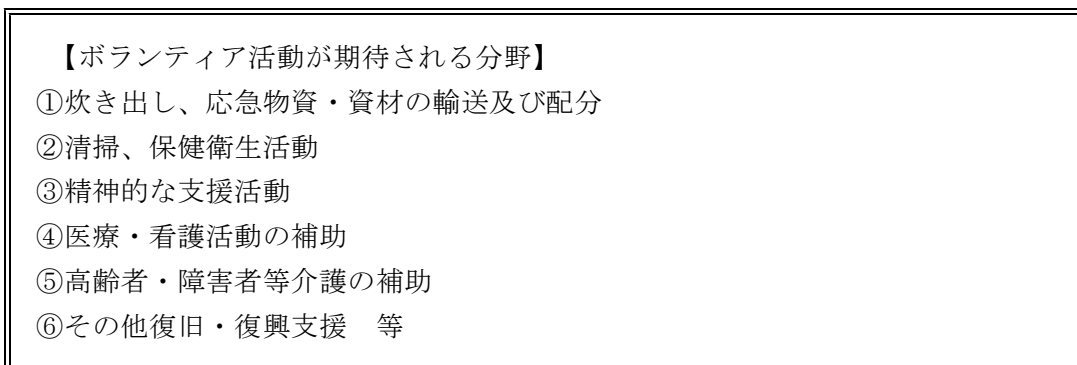
病 院 名	所 在 地	病 院 名	所 在 地
済生会宇都宮病院	宇 都 宮 市	自治医科大学附属病院	下 野 市
(独)国立病院機構栃木医療センター	宇 都 宮 市	足利赤十字病院	足 利 市
(独)地域医療機能推進機構 うつのみや病院	宇 都 宮 市	那須赤十字病院	大 田 原 市
上都賀総合病院	鹿 沼 市	芳賀赤十字病院	真 岡 市
獨協医科大学病院	壬 生 町	獨協医科大学日光医療センター	日 光 市
国際医療福祉大学塩谷病院	矢 板 市		

## V ボランティアの活動支援

### 1. ボランティアの活動内容

危機事象が発生した場合、安全が確保された後は県民の生活維持・再建や復旧・復興支援等の様々な分野において、ボランティア活動による支援が期待される。

ボランティアの活動が期待される分野は、次のとおりである。



### 2. ボランティア活動の支援

危機事象が発生した市町において、ボランティア活動へのニーズが生じ、市町社会福祉協議会等が、ボランティア団体等と連携し、ボランティアの活動拠点を設置した場合には、県・市町等は積極的に支援を行う。

県は、県社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を必要とする分野や活動場所等の情報を提供・発信するほか、ボランティアの受入仲介機能を担う。

【図6 ボランティア関連系統図】

